



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *21 和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則 (医務課)..... 1
- *22 和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則 (")..... 6

○ 教育委員会規則

- *12 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則 8

規 則

和歌山県規則第21号

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則

和歌山県立高等看護学院学則(平成9年和歌山県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の組織) 第3条 学院に、学院長1名、副学院長1名、事務長1名、事務長代理1名、教務主幹1名、<u>総括教務主任1名、教務主任3名、専任教員17名以上(実習調整者3名を含む。)、事務職員2名その他必要な職員を置く。</u></p> <p>(入学志願手続) 第21条 看護学科一部に入学しようとする者は、学院長の定める期日までに、入学願書(別記第2号様式)に入学考査手数料及び別に定める書類を添えて、学院長に提出しなければならない。</p> <p>2. <u>助産学科に入学しようとする者は、学院長の定める期日までに、入学願書(別記第3号様式)に入学考査手数料及び別に定める書類を添えて、学院長に提出しなければならない。</u></p> <p>(入学者の選考) 第22条 学院に入学しようとする者に対しては、選考により可否を決定する。 2 略</p> <p>(入学の手続) 第23条 前条第1項の選考により合格となった者は、所定の期日までに保証人を定め、誓約書(別記第4号様式)に所定の入学金の額に相当する価額を表示する証紙を貼り付けて入学手続をしなければならない。 2・3 略</p> <p>(保証人) 第24条 略</p>	<p>(職員の組織) 第3条 学院に、学院長1名、副学院長1名、事務長1名、事務長代理1名、教務主幹1名、教務主任3名、専任教員17名以上(実習調整者3名を含む。)、事務職員2名その他必要な職員を置く。</p> <p>(入学志願手続) 第21条 学院に入学しようとする者(以下「入学志願者」という。)は、学院長の定める期日までに、入学願書(別記第2号様式)に入学考査手数料及び別に定める書類を添えて、学院長に提出しなければならない。</p> <p>(入学者の選考) 第22条 <u>入学志願者</u>に対しては、選考により可否を決定する。 2 略</p> <p>(入学の手続) 第23条 前条第1項の選考により合格となった者は、所定の期日までに保証人を定め、誓約書(別記第3号様式)に所定の入学金の額に相当する価額を表示する証紙を貼り付けて入学手続をしなければならない。 2・3 略</p> <p>(保証人) 第24条 略</p>

2・3 略

4 学生は、保証人の住所又は氏名に変更が生じた場合は、直ちに、保証人氏名等変更届（別記第 5 号様式）を学院長に届け出なければならない。

5 学生は、保証人が死亡し、又は第 1 項若しくは第 2 項に規定する資格を失った場合には、新たに保証人を定めて誓約書（別記第 4 号様式）及び保証人氏名等変更届（別記第 5 号様式）を学院長に提出しなければならない。

2・3 略

4 学生は、保証人の住所又は氏名に変更が生じた場合は、直ちに、保証人氏名等変更届（別記第 4 号様式）を学院長に届け出なければならない。

5 学生は、保証人が死亡し、又は第 1 項若しくは第 2 項に規定する資格を失った場合には、新たに保証人を定めて保証人氏名等変更届（別記第 4 号様式）及び誓約書（別記第 3 号様式）を学院長に提出しなければならない。

別記第 2 号様式を次のように改める。

別記第2号様式 (第21条関係)

和歌山県証紙をここに貼ってください。
 貼りきれない場合は裏面に貼ること。
 消印しないこと。

_____年 月 日

和歌山県立高等看護学院長 様

ふりがな
 志願者氏名 _____ (旧姓 _____) (印)
 _____年 月 日生 満 _____歳
 性 別 (男・女)

入 学 願 書

私は、このたび貴学院 **看護学科一部**に入学したいので、所定の書類を添えて申し込みます。

現住所	〒 _____		写真貼付欄 大きさ(縦60mm× 横40mm) 無帽・正面・上半身 ※3か月以内撮影のもの ※裏面に氏名明記のこと
	ふりがな 住所 _____		
電話 _____			
受験票送付先	〒 _____		
	ふりがな 住所 _____		
電話 _____			
学歴	高等学校	_____年 月 日 (卒業・卒業見込)	
	大学・短大	_____年 月 日 (卒業・卒業見込)	
	専門学校	_____年 月 日 (卒業・卒業見込)	

別記第4号様式を別記第5号様式とし、別記第3号様式を別記第4号様式とし、別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

別記第3号様式 (第21条関係)

和歌山県証紙をここに貼ってください。
 貼りきれない場合は裏面に貼ること。
 消印しないこと。

_____年 月 日

和歌山県立高等看護学院長 様

ふりがな
 志願者氏名 _____ (旧姓 _____) (印)

_____年 月 日生 満 _____ 歳

性 別 (_____)

入 学 願 書

私は、このたび貴学院 **助産学科**に入学したいので、所定の書類を添えて申し込みます。

現住所	〒 _____		写真貼付欄 大きさ(縦60mm× 横40mm) 無帽・正面・上半身 ※3 か月以内撮影のもの ※裏面に氏名明記のこと
	ふりがな	_____	
住 所	_____		
電 話	_____		
受験票送付先	〒 _____		
	ふりがな	_____	
住 所	_____		
電 話	_____		
学歴	高等 学 校	_____年 月 日 (卒業・卒業見込)	
	大学・短大	_____年 月 日 (卒業・卒業見込)	
	看護 学 校	_____年 月 日 (卒業・卒業見込)	
看護師免許	登録番号 第 _____ 号	登録年月日 _____年 月 日	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の別記第2号様式から別記第4号様式までの規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

和歌山県規則第22号

和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則

和歌山県立なぎ看護学校学則（平成7年和歌山県規則第4号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式 (第16条関係)

和歌山県証紙をここに貼ってください。
 貼りきれない場合は、裏面に貼ること。
 消印しないこと。

年 月 日

和歌山県立なぎ看護学校長 様

ふりがな
 志願者氏名 _____ (旧姓 _____) (印)
 _____ 年 月 日生 満 _____ 歳
 性 別 (男・女)

入 学 願 書

私は、このたび貴看護学校に入学したいので、所定の書類を添えて申し込みます。

現住所	〒 _____		写真貼付欄 大きさ(縦60mm×横40mm) 無帽・正面・上半身 ※3か月以内撮影のもの ※裏面に氏名明記のこと
	ふりがな 住 所	_____	
受験票送付先	〒 _____		
	ふりがな 住 所	_____	
学歴	高 等 学 校	_____	年 月 日 (卒業・卒業見込)
	大 学 ・ 短 大	_____	年 月 日 (卒業・卒業見込)
	専 門 学 校	_____	年 月 日 (卒業・卒業見込)
電 話	_____		

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の別記第2号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第12号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和46年和歌山県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正 後	改正 前
<p>（学校法人等の免除対象者） 第7条の4 免許法施行規則第61条の4第4号及び改正省令附則第10条第1項第4号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 県内の公立学校又は公立の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する<u>幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の教育職員として任用された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き、国、都道府県、市町村、国立大学法人、公立大学法人又は独立行政法人の職員として勤務している者であって、免許状更新講習を受講する必要がないものとして教育長が認めたもの</u></p> <p>(2) 和歌山県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校又は<u>幼保連携型認定こども園</u>を設置する学校法人の理事</p> <p>(3) 略</p> <p>（免許管理者が指定する表彰） 第7条の5 免許法施行規則第61条の4第5号及び改正省令附則第10条第1項第5号に規定する免許管理者が指定する表彰等は、<u>文部科学大臣又は県教育委員会が学校教育振興のため、特に優れた教育実践を行い、成果を上げている個人に対して行う表彰等であって、その個人が現に有する免許状の有効期間の満了の日（平成19年改正法附則第2条第2項に規定する旧免許状所持現職教員にあっては、同条第3項に規定する</u></p>	<p>（学校法人等の免除対象者） 第7条の4 免許法施行規則第61条の4第4号及び改正省令附則第10条第1項第4号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 県市町村教育委員会の指導主事、社会教育主事その他学校教育若しくは社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事した<u>ことのある者又は和歌山県若しくは和歌山県内の市町村が設置する学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定子ども園（以下「幼保連携型認定子ども園」という。）の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）</u>、指導教諭、主幹保育教諭若しくは指導保育教諭であったことのある者で和歌山県又は和歌山県内の市町村を退職した後、引き続き、<u>県市町村教育委員会の要請に応じ、国、和歌山県又は和歌山県内の市町村、国立大学法人、公立大学法人若しくは独立行政法人の職員として在職している者であって、免許状更新講習を受講する必要がないものとして教育長が認めたもの</u></p> <p>(2) 和歌山県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校又は<u>幼保連携型認定子ども園</u>を設置する学校法人の理事</p> <p>(3) 略</p> <p>（免許管理者が指定する表彰） 第7条の5 免許法施行規則第61条の4第5号及び改正省令附則第10条第1項第5号に規定する免許管理者が指定する表彰等は、<u>学校教育振興のため、特に優れた教育実践を行い、成果を上げている者についての文部科学大臣又は県教育委員会の表彰とする。</u></p>

修了確認期限の日)前10年間に行われたものとする。

(修了確認義務を課す教育の職)

第7条の7 改正省令附則第3条第3号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 略
- (2) 和歌山県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の理事
- (3) 略

(講習を受講することができる職員)

第7条の9 更新講習規則第9条第1項第3号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 略
- (2) 和歌山県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の理事
- (3) 和歌山県内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事

(免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の場合の授与)

第8条 略

2 略

3 免許法施行規則第2条第1項の表備考第9号又は第4条第1項の表備考第8号に定めるところにより、他の教職科目をもって教育実習の単位に替えようとする場合にあつては、その単位に相当する実務に関する証明書を提出しなければならない。

(中学校の保健の教科の特例)

第10条 免許法附則第11項の規定により免許状の授与を願ひ出る者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1)~(4) 略

(免許法別表第3等の場合の教育職員検定)

第14条 免許法別表第3から別表第8まで又は免許法附則第9項若しくは第17項の規定により免許法第6条第1項に規定する教育職員検定を願ひ出る者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1)~(6) 略

2 略

3 免許法別表第5備考第4号若しくは別表第6の2備考、免許法附則第5項若しくは第17項、昭和29年改正法附則第11項、第12項、第13項若しくは第18項又は免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号の規定の適用を受ける者にあつては、第1項に掲げる書類のほか、それぞれ所要資格に係る証明の書類を提出しなければならない。

4 略

(保育士の登録をしている者の幼稚園教諭の免許状に係る教育職員検定)

第15条の2 免許法附則第18項の規定により教育職員検定を願ひ出る者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1)~(9) 略

(修了確認義務を課す教育の職)

第7条の7 改正省令附則第3条第3号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 略
- (2) 和歌山県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の理事
- (3) 略

(講習を受講することができる職員)

第7条の9 更新講習規則第9条第1項第3号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 略
- (2) 和歌山県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の理事
- (3) 和歌山県内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事

(免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の場合の授与)

第8条 略

2 略

3 免許法施行規則第6条第1項の表備考第10号又は第11号に定めるところにより、他の教職科目をもって教育実習の単位に替えようとする場合にあつては、その単位に相当する実務に関する証明書を提出しなければならない。

(中学校の保健の教科の特例)

第10条 免許法附則第12項の規定により免許状の授与を願ひ出る者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1)~(4) 略

(免許法別表第3等の場合の教育職員検定)

第14条 免許法別表第3から別表第8まで又は免許法附則第9項若しくは第18項の規定により免許法第6条第1項に規定する教育職員検定を願ひ出る者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1)~(6) 略

2 略

3 免許法別表第5備考第4号若しくは別表第6の2備考、免許法附則第5項若しくは第18項、昭和29年改正法附則第11項、第12項、第13項若しくは第18項又は免許法施行規則第11条の表備考第3号の規定の適用を受ける者にあつては、第1項に掲げる書類のほか、それぞれ所要資格に係る証明の書類を提出しなければならない。

4 略

(保育士の登録をしている者の幼稚園教諭の免許状に係る教育職員検定)

第15条の2 免許法附則第19項の規定により教育職員検定を願ひ出る者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1)~(9) 略

(自立教科等の教育職員検定)
第16条 免許法施行規則第64条第1項又は附則第37項の教育職員検定を願ひ出る者は、次の書類を提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(免許法別表第3の場合)
第31条 免許法別表第3により幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状(専修免許状を除く。)の授与を受ける場合(小学校教諭の特別免許状を有する者で同表の規定により小学校教諭の1種免許状の授与を受けようとするものを除く。)の各科目の単位の修得方法は、別表第1の定めるところによる。

(大学に3年以上在学した者等の特例)
第32条 前条の場合において、免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号又は第4号の規定により幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の1種免許状の授与を受ける場合の単位の修得は、別表第2の定めるところによる。

(旧免許状所有者等の特例)
第34条 昭和29年改正法附則第11項から第13項までの規定により幼稚園、小学校又は中学校の教諭の2種免許状の授与を受ける場合の単位の修得は、別表第4の定めるところによる。

(大学に2年以上在学しない者等で高等学校助教諭の臨時免許状所有者の特例)
第35条 略
2 免許法施行規則附則第38項の規定により保健の教科の高等学校教諭の1種免許状の授与を受ける場合の単位の修得は、別表第6の定めるところによる。

(免許法別表第6の2による栄養教諭の場合)
第37条の2 免許法別表第6の2の規定により栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得は、別表第9の定めるところによる。

(免許法別表第7による特殊学校の教諭の場合)
第38条 免許法別表第7により特別支援学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得は、別表第10の定めるところによる。

(良好な成績で勤務した者の特例)
第39条 免許法施行規則第18条の5の規定による単位の修得は、別表第11の定めるところによる。
2 略

(自立教科等の教育職員検定)
第16条 免許法施行規則第64条第1項及び第2項又は免許法施行規則附則第30項の規定により教育職員検定を願ひ出る者は、次の書類を提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(免許法別表第3の場合)
第31条 免許法別表第3により小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合(小学校教諭の特別免許状を有する者で同表の規定により小学校教諭の1種免許状の授与を受けようとするものを除く。)の各科目の単位の修得方法は、別表第1の定めるところによる。

(大学に3年以上在学した者等の特例)
第32条 前条の場合において、免許法施行規則第11条の表備考第3号又は第4号の規定により小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、又は幼稚園教諭の1種免許状の授与を受ける場合の単位の修得は、別表第2の定めるところによる。

(旧免許状所有者等の特例)
第34条 昭和29年改正法附則第11項から第13項までの規定により小学校教諭、中学校教諭又は幼稚園教諭の2種免許状及び高等学校教諭の1種免許状(中学校又は高等学校の実習の教科の免許状を除く。)の授与を受ける場合の単位の修得は、別表第4の定めるところによる。

(大学に2年以上在学しない者等で高等学校助教諭の臨時免許状所有者の特例)
第35条 略
2 免許法施行規則附則第31項の規定により保健の教科の高等学校教諭の1種免許状の授与を受ける場合の単位の修得は、別表第6の定めるところによる。

(免許法別表第6の2による栄養教諭の場合)
第37条の2 免許法別表第6の2の規定により栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得は、別表第8の2の定めるところによる。
。

(免許法別表第7による特殊学校の教諭の場合)
第38条 免許法別表第7により特別支援学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得は、別表第9の定めるところによる。

(免許法別表第8の場合)
第39条 免許法別表第8により、普通免許状を有する者が、3年の教職経験により隣接校種の普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得は、別表第10の定めるところによる。

(良好な成績で勤務した者の特例)
第39条の2 前条の場合において、免許法施行規則第18条の5の規定による単位の修得は、別表第11の定めるところによる。
2 略

別表第1から別表第8までを次のように改める。

別表第1 (第31条関係)

1 幼稚園教諭の普通免許状の場合

受 け よ う 職 と 年 数 す る 免 許 状 の 種 類	最低修得単位数											選 択	大 学 が 必 要 な 単 位 数	
	教科及び教職に関する科目													
	領域に関する専門的事項に関する科目		保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等					道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目						領域及び保育内容の指導法に関する科目
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	幼児理解の理(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)			
幼稚園教諭1種免許状	5	4	6					14					6	45
	6	4	5					11				2	5	40
	7	3	4					10				2	5	35
	8	3	4					9				1	4	30
	9	2	4					8					4	25
	10	2	3					7					3	20
	11	1	2					6					3	15
	12	1										7	2	10
幼稚園教諭2種免許状	6	5	9					21				1		45
	7	5	8					19						40
	8	4	7					17						35
	9	4	6					14				1		30
	10	3	5					13						25
	11	3	4					11						20
	12	2	3					8				1		15
	13	1										9		10

2 小学校教諭の普通免許状の場合

受 け よ う と す る 免 許 状 の 種 類	必 要 在 職 年 数	最低修得単位数															大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	必 要 総 単 位 数
		教科及び教職に関する科目																
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等															
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目					道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目										
教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	選択			
修得方法	修得方法																	
小 学 校 教 諭 1 種 免 許 状	5	国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語	4	国語等のうち5以上の教科の指導法について修得	9	4										4	5	45
	6		4		9	4										2	5	40
	7		3		9	3										5	4	35
	8		3	国語等のうち4以上の教科の指導法について修得	7	3										3	4	30
	9		2		7	2										2	3	25
	10		2	国語等のうち3以上の教科の指導法について修得	5	2										3	3	20
	11		1		5	1										2	2	15
12		1	他の各外国語に分ける。）（以下、「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目												7	2	10	
小 学 校 教 諭 2 種 免 許 状	6		4	国語等のうち5以上（音楽、図画工作、体育のうち2以上含む。）の教科の指導法について修得	10	6										5	2	45
	7		4		10	6										3	2	40
	8		3		10	4										1	2	35
	9		3		8	4										4	2	30
	10		2	国語等のうち3以上（音楽、図画工作、体育のうち2以上含む。）の教科の指導法について修得	8	3										2	1	25
	11		2		6	3										3	1	20
12		1		6	2										1	1	15	
13		1		4	2											1	10	

3 中学校教諭の普通免許状の場合

受 け よ う と す る 免 許 状 の 種 類	必要		最低修得単位数													大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	必 要 総 単 位 数		
	在職年数		教科及び教職に関する科目																
	教科に関する専門的事項に関する科目		各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等							教科及び教職の指導法に関する科目			道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					教科及び教職の指導法に関する科目	
	教科に関する専門的事項		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	
中 学 校 教 諭 1 種 免 許 状	5	10	6					10							4	45			
	6	10	6					10							4	40			
	7	8	5					8							3	35			
	8	8	5					8							3	30			
	9	6	3					5							2	25			
	10	6	3					5							2	20			
	11	4	2					4							1	15			
中 学 校 教 諭 2 種 免 許 状	12	3									5		2		10				
	6	10	6					8							7	45			
	7	10	6					8							5	40			
	8	8	6					8					2		35				
	9	8	6					8							3	30			
	10	6	3					4					5		25				
	11	6	3					4					3		20				
	12	4	3					4					1		15				
	13	3	2					4					1		10				

4 高等学校教諭の普通免許状の場合

受けようとする免許状の種類	最低修得単位数													大学が独自に設定する科目	必要総単位数	
	教科及び教職に関する科目															
	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等											選択			
	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目					道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					教科及び教科の指導法に関する科目				
教科に関する専門的事項	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
高等学校教諭1種免許状	5	10	5				7								8	45
	6	10	5				7								7	40
	7	8	3				5								6	35
	8	8	3				5								5	30
	9	6	2				3							1	4	25
	10	6	2				3							1	4	20
	11	4	2				3							1	3	15
	12	3	2				2								3	10

別表第2 (第32条関係)

1 幼稚園教諭の1種免許状の場合

受 必 け 要 よ 在 う 職 と 年 す 数 る 免 許 状 の 種 類	最低修得単位数												選 択 単 位 数	大 学 が 総 単 位 数 に 設 定 す る 科 目
	教科及び教職に関する科目													
	領域に関する 保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等													
	専門的事項に関する科目													
領域及び保育 内容の指導法 に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目						道徳、総合的な学習の時間 等の指導法及び生徒指導、 教育相談等に関する科目			領域及び保育 内容の指導法 に関する科目	選 択 単 位 数	大 学 が 総 単 位 数 に 設 定 す る 科 目		
領域に関する 専門的事項	教育の 理念並 びに教 育に関 する歴 史及び 思想	教職の意 義及び教 員・職務内 容(チー ム学校運 営への対 応を含 む。)	教育に関 する社会 的、制度 的又は経 営的事項 (学校と 地域との 連携及び 学校安全 への対応 を含む。)	幼児、児 童及び生 徒の心身 の発達及 び学習の 過程	特別の支 援を必要 とする幼 児、児童 及び生徒 に対する 理解	教育課程 の意義及 び編成の 方法(カ リキュラ ム・マネ ジメント を含む。)	教育の方 法及び技 術(情報 機器及び 教材の活 用を含 む。)	幼児理 解の理 論及び 方法	教育相談 (カウ セリング に関する 基礎的な 知識を含 む。)の 理論及び 方法	保育内容の指 導法(情報機 器及び教材の 活用を含む。)	選 択 単 位 数	大 学 が 総 単 位 数 に 設 定 す る 科 目		
幼 稚 園 教 諭 1 種 免 許 状	3	2	4				8					4	25	
	4	2	3				7					3	20	
	5	1	2				6					3	15	
	6	1										7	2 10	

2 小学校教諭の1種免許状の場合

受 け 要 求 と 年 数 の 種 類	必 要 な 専 門 的 事 項	最低修得単位数													大 学 が 単 独 に 設 定 す る 科 目			
		教科及び教職に関する科目																
		教科に関する専門的事項		各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等						道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目								
		修得方法	修得方法	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	教育の方法及び技術	生徒指導	教育相談	進路指導	選択	単位数				
小 学 校 教 諭 1 種 免 許 状	3	国語等の教科に関する専門的事項	2	国語等のうち3以上の教科	5	2										4	5	25
	4	的事項を含む科目のうち1	2	の指導法について修得	5	2										1	3	20
	5	以上の科目について修得	1		5	1										1	2	15
	6		1														7	2

3 中学校教諭の1種免許状の場合

受 必 要 な 在 職 年 数 を 免 許 状 の 種 類	最低修得単位数																大 学 が 総 単 位 数 を 選 択 し て 設 定 す る 科 目
	教科及び教職に関する科目																
	教科に関する専門的事項	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等											教科及び	選			
	教科に関する専門的事項	教育の基礎的理解に関する科目					道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					教科及び					
教科に関する専門的事項	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員としての役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域の連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援と必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別の活動の指導法	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	選		
中学校	3	6	4						6					2	25		
教諭1種免許状	4	6	3						5					2	20		
	5	4	2						4					1	15		
	6	3												6	1	10	

4 高等学校教諭の1種免許状の場合

受 必 け 要 よ 在 職 と 年 項 に 関 す る 免 許 状 の 種 類	最低修得単位数														大 学 が 総 単 位 数 に 設 定 す る 科 目	必 要 が 独 単 位 数 を 含 む。
	教科及び教職に関する科目															
	教科に関する専門的事項	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等						道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				教科及び教職の指導法に関する科目				
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域の連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)			
高 等 学 校 教 諭	3	7	4						3					4	25	
1 種 免 許 状	4	6	3						3					4	20	
	5	5	2						3					3	15	
	6	3											4	3	10	

別表第3 (第33条関係)

(免許法附則第5項の場合)

受 け よ う 法 附 則 第 5 項 の 種 類	免 許 状 の 番 号	必 要 年 数	最低修得単位数													大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	必 要 総 単 位 数
			教科及び教職に関する科目														
			教科に関する専門的事項	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等						道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			教科及び教科の指導法に関する科目				
			教科に関する専門的事項	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域の連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	生徒指導の理論及び方法	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		
中 学 校 教 諭 1 種 免 許 状	1	10	4	2						4						10	
	2	3	4	2						4						10	
	3		4	2						4						10	
高 等 学 校 教 諭 専 修 免 許 状	4	5														10	10
	5	1														10	10

別表第4(第34条関係)

1 昭和29年改正法附則第11項の場合

(1) 幼稚園教諭の2種免許状の場合

受 け よ う と 年 数 免 許 状 の 種 類	最低修得単位数										必 要 総 選 位 数	
	教科及び教職に関する科目											
	在 職 と 年 数	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等										
	領域に関する 専門的事項に 関する科目	教育の基礎的理解に関する科目					道徳、総合的な学習の時間 等の指導法及び生徒指導、 教育相談等に関する科目		領域及び保育内 容の指導法に関 する科目			
領域に関する 専門的事項	教育の 理念並 びに教 育に関 する歴 史及び 思想	教職の意 義及び教 員の役割 ・職務内 容(チー ム学校運 営への対 応を含 む。)	教育に関 する社会 的、制度 的又は経 営的事項 (学校と 地域との 連携及び 学校安全 への対応 を含む。)	幼児、児 童及び生 徒の心身 の発達及 び学習の 過程	特別の支 援を必要 とする幼 児、児童 及び生徒 に対する 理解	教育課程 の意義及 び編成の 方法(カ リキュラ ム・マネ ジメント を含む。)	教育の方 法及び技 術(情報 機器及び 教材の活 用を含む。)	幼児理 解及び 方法	教育相談 (カウ ンセリ ングに 関する 基礎的 な知識 を含む。)の理 論及び 方法	保育内容の指導 法(情報機器及 び教材の活用を 含む。)		
幼 稚 園 教 諭	3	2	3				8				15	
2 種 免 許 状	4	1	2				6				1	10

(2) 小学校教諭の 2 種免許状の場合

受 け よ う と 年 数 の 免 許 状 の 種 類	最低修得単位数															大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	必 要 単 位 数
	教科及び教職に関する科目																
	在 職 年 数 に 関 す る 科 目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等															
		教科及び教職に関する専門的事項	教育の基礎的理解に関する科目					道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
免 許 状 の 種 類	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務(チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域の連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	道徳的論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別の活動の指導法	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	選択		
小 学 校 教 諭	3	1	6	2				2							1	1	15
2 種 免 許 状	4	1	4	2				2							1	10	

(3) 中学校教諭の 2 種免許状の場合

受 け よ う と 年 数 免 許 状 の 種 類	必 要 な 専 門 的 事 項	最低修得単位数													大 学 が 総 単 位 に 設 定 す る 科 目	必 要 単 位 数		
		教科及び教職に関する科目																
		教科に関する専門的事項		各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等						道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目							教科及び指導法に関する科目	
		教科及び指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教科及び指導法に関する科目	選	択	自	位	数								
教科に関する専門的事項	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員としての職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域の連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	道徳論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別の活動の指導法	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	生徒指導の理論及び方法	教育相談 (カウンセリング) に関する基礎的な知識を含む。)	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)				
中 学 校 教 諭	3	4	3				3						1	15				
2 種 免 許 状	4	3	2				4						1	10				

2 昭和29年改正法附則第12項の場合

(1) 幼稚園教諭の2種免許状の場合

受 必 要 な 職 と 年 数 を 免 許 状 の 種 類	最低修得単位数											大 学 が 総 単 位 に 設 定 す る 科 目
	教科及び教職に関する科目											
	領域に関する 専門的事項に 関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等									領域及び保育 内容の指導法 に関する科目	
	領域及び保育 内容の指導法 に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目			道徳、総合的な学習の時間等 の指導法及び生徒指導、教育 相談等に関する科目			領域及び保育 内容の指導法 に関する科目				
領域に関する 専門的事項	教育の理 念並びに 教育に関 する歴史 及び思想	教職の意 義及び教 員の役割 ・職務内 容(チー ム学校運 営への対 応を含む。)	教育に関 する社会 的、制度 的又は経 営的事項 (学校と 地域との 連携及び 学校安全 への対応 を含む。)	幼児、児 童及び生 徒の心身 の発達及 び学習の 過程	特別の支 援を必要 とする幼 児、児童 及び生徒 に対する 理解	教育課 程の意 義及び 編成の 方 法 (カリ キュラ ム・マ ネジメ ントを 含む。)	教育の方 法及び技 術(情報 機器及び 教材の活 用を含 む。)	幼児理解 の理論及 び方法	教育相談 (カウ ンセリ ングに 関する 基礎的な 知識を含 む。)の 理論及び 方法	保育内容の指 導法(情報機 器及び教材の 活用を含む。)		
幼 稚 園 教 諭 2 種 免 許 状	1	1	2				6				1	10

(2) 小学校教諭の 2 種免許状の場合

受 必 要 な 職 年 数 を 免 許 状 の 種 類	最低修得単位数													大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	必 要 単 位 数	
	教科及び教職に関する科目															
	教科に関する専門的事項	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等														
	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目						道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目								
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域の連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	教育方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的知識を含む。の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
小 学 校 教 諭 2 種 免 許 状	1	1	4	2				2							1	10

3 昭和29年改正法附則第13項の場合

受 け 要 よ う と 年 数 る 免 許 状 の 種 類	最低修得単位数														大 学 が 総 単 位 に 設 定 す る 科 目	必 要 が 独 自 に 教
	教科及び教職に関する科目															
	教科に関する専門的事項		各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等													
	教科に関する専門的事項		教科及び教科の指導法に関する科目				教育の基礎的理解に関する科目				道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					
		各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的、制度的又及び経営的事項(学校と地域の連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別の活動の指導法	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
小 学 校 教 諭 2 種 免 許 状	5	1	4	2					2						1	10

別表第5 (第35条関係)

(改正法附則第8項の場合)

受 必 け 要 よ 在 職 と 年 す 数 免 許 状 の 種 類	最低修得単位数															大 学 が 総 単 位 数 に 設 定 す る 科 目
	教科及び教職に関する科目															
	教科に関する 専門的事項に 関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等										教科及び教 科の指導法 に関する科 目	選 択			
教科及び教科 の指導法に 関する科目	教育の基礎的理解に関する科目					道徳、総合的な学習の時間等の指導法及 び生徒指導、教育相談等に関する科目					教科及び教 科の指導法 に関する科 目					
教科に関する 専門的事項	教育の 理念並 びに教 育に関 する歴 史及び 思想	教職の 意義及 び教員 の役割 ・職務 内容 (チー ム学校 運営へ の対応 を含む。)	教育に 関する 社会的、 制度的 又 は経営 的事項 (学校 と地域 の連 携及び 学校安 全への 対応を 含む。)	幼児、 児童及 び生徒 の心身 の発達 及び学 習の過 程	特別の 支援を 必要と する幼 児、児 童及び 生徒に 対する 理解	教育課 程の意 義及び 編成の 方法 (カリ キュラ ム・マ ネジメ ントを 含む。)	総合的 な学習 の時間 の指導 法	特別 活動の 指導 法	教育の 方法及 び技術 (情報 機器及 び教材 の活用 を含む。)	生徒 指導の 理論 及び方 法	教育相 談(カ ウンセ リング に関す る基礎 的な知 識を含 む。) の理論 及び方 法	進路指 導及び キャリア 教育の 理論 及び方 法	各教科の指 導法(情報 機器及び教 材の活用を 含む。)			
高	10	20	8				10							6	16	90
等	11	18	8				10							4	16	85
学	12	18	8				10							2	16	80
校	13	16	8				10								13	75
教	14	16	8				10								13	70
諭	15	14	7				9								13	65
1	16	14	7				8								10	60
種	17	12	6				8								10	55
免	18	12	5				7							2	10	50
許	19	10	5				7								8	45
状	20	10	5				7								7	40
	21	8	3				5								6	35
	22	8	3				5								5	30
	23	6	2				3							1	4	25
	24	6	2				3							1	4	20
	25	4	2				3							1	3	15
	26	3												4	3	10

別表第6 (第35条関係)

(免許法施行規則附則第38項の場合)

受 け よ う と す る 免 許 状 の 種 類	卒 業 要 求 の 修 業 年 数	必 要 な 専 門 的 事 項 に 関 する 科 目	最低修得単位数													大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	必 要 総 単 位 数				
			教科及び教職に関する科目																		
			教科に関する 専門的事項	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等					道徳、総合的な学習の時間等の指導法 及び生徒指導、教育相談等に関する科 目			教科及び 教科の指 導法に 関する 科目		選 択							
			教育の 理念並 びに教 育に関 する歴 史及び 思想	教職の 意義及 び教員 の役割 ・職務 内容 (チー ム学校 運営へ の対応 を含む。)	教育に関 する社会 的、制度 的又は経 営的事項 (学校と 地域との 連携及び 学校安全 への対応 を含む。)	幼児、 児童及 び生徒 の心身 の発達 及び学 習の過 程	特別の 支援を 必要と する幼 児、児 童及び 生徒に 対する 理解	教育課 程の意 義及び 編成の 方法 (カリ キュラ ム・マ ネジメ ントを 含む。)	総合的 な学習 の時間 の指導 法	特別 活動 の指 導法	教育の 方法及 び技術 (情報 機器及 び教材 の活用 を含む。)	生徒 指導 の理 論及 び方 法	教育相 談(カ ウンセ リング に関す る基礎 的な知 識を含 む。)	進路 指導 及び キャリア 教育 の理 論及 び方 法	各教科の 指 導 法 (情報機 器及び教 材の活用 を含む。)						
高 等 学 校 教 諭 1 種 免 許 状 (保 健)	3	4	施行規則	10	5													8	45		
		5	第5条の	9	5														7	40	
		6	表備考第	8	5															6	35
		7	1項ル中、	7	3															6	30
		8	「学校保	6	3															6	25
		9	健(小児	5	3															5	20
		10	保健、精	4	3															4	15
		11	神保健、	3															4	3	10
		2	6	学校安全	13	7													1	11	60
		7	及び救急	11	6														1	10	55
		8	処置を含	11	6														1	10	50
		9	む。)」の	9	5															8	45
		10	科目を必	9	5															8	40
		11	ず含むこ	7	4													1	6	35	
		12	と。	7	3															6	30
		13		5	3															4	25
	14		5	3															4	20	
	15		3	3															3	15	
	16		3															4	3	10	

別表第7 (第36条関係)

1 免許法別表第5の場合

受けようとする免許の種類	最低修得単位数														必要総単位数
	教科及び教職に関する科目														
	在職年数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等													
	教科に関する専門的事項に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目					道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					教科及び教科の指導法に関する科目			
教科に関する専門的事項	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	教育方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	生徒指導の理論及び方法	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	
中学校教諭1種免許状	3	10	2					3					15		
	4	5	2					3					10		
中学校教諭2種免許状	6	10	4					5					1	20	
	7	8	3					4					15		
	8	5	2					3					10		
免許法別表第5備考第4号	6	5	2					3					10		
高等学校教諭1種免許状	3	5	2					3					10		
昭和29年改正法附則第8項	6	5	2					3					10		

2 免許法附則第9項の場合

受 け よ う と す る 免 許 状 の 種 類 の 記 号	免 許 要 法 附 則 第 9 項	最低修得単位数													必 要 総 単 位 数
		教科及び教職に関する科目													
		教科に関する 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等													
		専ら事項に 関する科目													
第 9 項	専ら事項	教科及び教科 の指導法に 関する科目					教育の基礎的理解に関する科目					道徳、総合的な学習の時間等の指導法及 び生徒指導、教育相談等に関する科目			教科及び教科 の指導法に 関する科目
		教科に関する 専ら事項	教育の 理念並 びに教 育に関 する歴 史及び 思想	教職の 意義及 び教員 の役割 ・職務 内容 (チー ム学校 運営へ の対応 を含む。)	教育に 関する 社会的、 制的又 は経営 的事項 (学校 と地域 との連 携及び 学校安 全への 対応を 含む。)	幼児、 児童及 び生徒 の心身 の発達 及び学 習の過 程	特別の 支援を 必要と する幼 児、児 童及び 生徒に 対する 理解	教育課 程の意 義及び 編成の 方法 (カリ キュラ ム・マ ネジメ ントを 含む。)	総合的 な学習 の時間 の指導 法	特別 活動の 指導法	教育の 方法及 び技術 (情報 機器及 び教材 の活用 を含む。)	生徒 指導の 理 論及 び方 法	教育相 談(カ ウンセ リング に関す る基礎 的な知 識を含 む。) の理論 及び方 法	進路指 導及び キャリア 教育の 理論 及び方 法	各教科の指導 法(情報機器 及び教材の活 用を含む。)
高 等 学 校	イ	3	5	2					3					10	
教 諭 1 種	ロ	3	5	2					3					10	
免 許 状 (実 習 教 諭)	ハ	6	5	2					3					10	
	ニ	3	5	2					3					10	

別表第8 (第37条関係)

(免許法別表第 6 及び昭和29年改正法附則第18項の場合)

受けようとする免許の種類	必要	最低修得単位数																大	必						
		養護及び教職に関する科目																		学	要				
		養護に関する科目				養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等																選	独		
		必修				教育の基礎的理解に関する科目								道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目										択	単
		衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)	栄養学(保健を含む。)	学校保健概説	養護	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	自	位								
3				8	3					3								2	20						
養護教諭1種免許状	3				8	3					3								2	20					
	4				7	3					2								1	15					
	5				6														4	10					
	免許法別表第6備考第1号	1				6											4	10							
	免許法施行規則第17条の表備考	1				6											4	10							
養護教諭2種免許状	6	2	2	2	8	4					4						2	30							
	7	2	2	2	6	4					3						2	25							
	8	2	2	2	4	4					2						1	20							
	9	2	2	2	2	3					2						1	15							
	10				6												4	10							
免許法別表第6備考第2号					6											4	10								
昭和29年改正法附則第18項	3				6											4	10								

別表第8の2を削り、別表第9から別表第11までを次のように改める。

別表第9 (第37条の2関係)

(免許法別表第 6 の 2 の場合)

受けようとする 免許状の種類	必要在職年数	最低修得単位数			
		管理栄養士学校指定規則別表 第 1 に掲げる教育内容に係る 科目	栄養に係る教育に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育 の基礎的理解に関する科目 等	必要総単位数
栄養教諭 1 種免 許状	3	32	2	6	40
	4	27	2	6	35
	5	23	2	5	30
	6	18	2	5	25
	7	14	2	4	20
	8	10	1	4	15
	9	6	1	3	10
免許法別表第 6 の 2 備考			2	6	8

別表第10 (第38条関係)

(免許法別表第7の場合)

受けようとする免許状の種類	必要 在職 年数	免許状に定められることとなる特別支援教育領域	最低修得単位数				
			特別支援教育に関する科目				
			特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育領域に関する科目	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	選択	必要総単位数
特別支援学校教諭 1種免許状	3	視覚障害者及び聴覚障害者に関する教育の領域		2	2	2	6
		知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域		1		3	
昭和29年 改正法附 則第17項	3	視覚障害者及び聴覚障害者に関する教育の領域		2	2	4	
		知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域		1		1	
特別支援学校教諭 2種免許状	3	視覚障害者及び聴覚障害者に関する教育の領域	1	2	2	1	6
		知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域	1	1		2	

別表第11 (第39条関係)

(免許法施行規則第18条の5の場合)

受けようと する免許状 の種類	有することを必 要とする学校の 免許状	受けよう とする免 許状に関 する勤務 年数	最低修得単位数				大学が 独自に 設定す る科目	
			教科に関す る専門的事 項に関する 科目	各教科の指 導法に関す る科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相 談等に関する科目			
					道徳の理 論及び指 導法	生徒指導 の理論及 び方法		教育相談 (カウ ンセ リングに関する基礎 的な知識を含む。)の 理論及び方法
小学校教諭 2種免許状	幼稚園教諭普通 免許状	1		7	1	2		
	中学校教諭普通 免許状	1		7		2		
中学校教諭 2種免許状	小学校教諭普通 免許状	2	5	1		2		
		1	7	2		2		
	高等学校教諭普 通免許状	1		1	1	1	3	
高等学校教 諭1種免許 状	中学校教諭普通 免許状 (2種免 許状を除く。)	1		1		2	6	

別記第7号様式及び別記第8号様式を次のように改める。

別記第7号様式 (第14条-第18条関係)

教 育 職 員 検 定 願

年 月 日

和歌山県教育委員会 様

和歌山県 証 紙	(ふりがな 氏名) (印)	
	生年月日	昭和 平成 年 月 日
	現住所	
	電話	本籍地
	勤務 (予定) 校・機関	
	職名	

※職名、勤務 (予定) 校・機関は、記載できない場合は不要

私は、教育職員検定により、下記教育職員免許状を授与していただきたいので、別紙関係書類を添えてお願いします。

記

免許状の種類	
教 科 等	
平成21年3月31日以前に発行された教育職員免許状の有無	有 ・ 無

※

新 ・ 旧	年度	在職年数	年
基礎資格取得年月日	年 月 日	充足年月日	年 月 日
必要単位数	単位	起算年月日	年 月 日
修得単位数	単位		

※

授与年月日	記号番号	授与根拠

備考 ※欄は、記入しないこと。

別記第8号様式（第14条、第16条関係）

単位修得認定書					
勤務学校				職名	
氏名			生年月日	年 月 日	
(教科及び教職) (養護及び教職) (栄養に係る教育及び教職) に関する科目	(科目名)	単位数	修得した教育施設	修得年月日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
特別支援教育に関する科目	(科目名)	単位数	修得した教育施設	修得年月日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	

上記のとおり修得したことを認定する。

年 月 日

和歌山県教育委員会 印

備考

- 1 「(教科及び教職) (養護及び教職) (栄養に係る教育及び教職) に関する科目」の「(科目名)」の箇所は、教科及び教職に関する科目については、「国語」のごとく教育職員免許法施行規則第2条から第5条までに規定する科目名を、養護及び教職に関する科目については、「衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）」のごとく教育職員免許法施行規則第9条に規定する科目名を記入し、栄養に係る教育及び教職に関する科目については、「栄養に係る教育に関する科目」のごとく教育職員免許法施行規則第10条に規定する科目名を記入すること。
- 2 「特別支援教育に関する科目」の「(科目名)」の箇所には、「特別支援教育の基礎理論に関する科目」のごとく教育職員免許法施行規則第7条に規定する科目名を記入すること。

別記第23号様式中「同法」を「同令」に、「教育職員免許法施行規則第7」を「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第7条」に改める。

別記第24号様式中「同法」を「同令」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。